

事 務 連 絡 令和3年12月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1228 第 2 号 令和 3 年 12 月 28 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課 長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和4年1月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して 周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

別添1の第2章第9部J041-2(1)に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき2週間に1回を限度として48週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

別添 2

「特定保険医療材料の定義について」 (令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

別表の の049(1) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に,体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	(品重以品の場合)
改 正 後	改 正 前
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特掲診療料
第1部~第8部(略)	第1部 (略)
第9部 処置	第9部 処置
J000~J041 (略)	J000~J041 (略)
J041-2 血球成分除去療法	J041-2 血球成分除去療法
(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)	(1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)
は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク	は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、ク
ローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次	ローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次
のアから <u>カ</u> までのとおり実施した場合に算定できる。	のアからオまでのとおり実施した場合に算定できる。
ア~オ (略)	ア~オ (略)
力 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効	(新設)
果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾	
患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対	
しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原	
につき 2 週間に 2 回以上算定する場合又は 48 週間を	
超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書	

の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診

療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2)・(3) (略)

J042~J201 (略)

第10部~第13部 (略)

第3章 (略)

別添2 (略)

(2)·(3) (略) J042~J201 (略)

第10部~第13部 (略)

第3章 (略)

別添 2 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	()方泳(ジロ) 川は以上ログ
改 正 後	 改 正 前
(別表)	(別表)
(略)	(略)
医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第	医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第
10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルム	10 部、第 11 部及び第 12 部に規定する特定保険医療材料(フィルム
を除く。)及びその材料価格	を除く。)及びその材料価格
001~048 (略)	001~048 (略)
049 白血球吸着用材料	049 白血球吸着用材料
(1) 定義	(1) 定義
(略)	(略)
次のいずれかに該当すること。	次のいずれかに該当すること。
ア~オ	ア~オ
力 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に,体外循環した	(新設)
末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)である	
<u>こと。</u>	
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
	051~213 (略)
~ (略)	~ (略)